平成２５年（フ）第１０１４号
北海道江別市高砂町34番地の９　市役所前ハイツパール205
破産者　勝田　秀郷
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１７号
茨城県土浦市右籾1315番地１、開始決定時の住所茨城県久慈郡大子町大字池田1530番地１
破産者　板倉　淺雄
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第５７号
茨城県土浦市真鍋３―10―17、住民票上の住所茨城県土浦市真鍋三丁目８番15号
破産者　中島　宣之
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第３６４号
神奈川県平塚市北豊田626番地の１、前住所神奈川県平塚市西八幡３丁目９番６号
破産者　相崎　博一
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２４２号
静岡県浜松市東区笠井町532番地の２　シティハイツ102、開始決定時の住所静岡県浜松市東区笠井町174番地の１
破産者　山崎　則久
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１５７号
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目82番地１　ソフィア壱番館Ａ棟201号、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町字平井３丁目86番地５
破産者　二村　陽子
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２２３号
名古屋市千種区神田町29番12号、住民票上の住所愛知県清須市西枇杷島町大黒32番地
破産者　青山　浩之
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９０号
京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町公団403号、前住所京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地　１棟502号
破産者　鎗野　勝憲
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２０１号
神戸市垂水区南多聞台７丁目44番402号
破産者　角谷　勝也
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
福岡県北九州市門司区大里原町５番30号コーポ木村
破産者　田中龍一郎
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
福岡県柳川市三橋町中山792番地１
破産者　梅野　康代
1　決定年月日　平成25年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
開始決定時の住所北海道旭川市１条通18丁目52番地　ロジェエスト203号
破産者　常本惠久子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３９号
北海道帯広市白樺16条西３丁目11番地１　コーポラスロビン101
破産者　越智　正次
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第６２号
青森県五所川原市大字飯詰字皆瀬１番地２、開始決定時の住所青森県五所川原市大字姥萢字船橋107番地11　パインヒルＡ202号室
破産者　櫛引　英嗣
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４号
青森県つがる市木造兼館燕口65番地
破産者　小山内サツコ
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字権現沢14番地
破産者　川村　育子
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１８８号
宮城県岩沼市桜５丁目10番37―Ｄ101号
破産者　半田　清光
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
秋田県能代市扇田字四ツ屋25番地606
破産者　髙山　秀男
1　決定年月日　平成25年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部